

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年4月12日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 小松 順一

記

- 1 手続番号
第0304-2019-0003号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秩父郡東秩父村大字御堂字向原725番1